

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置 に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について (国土交通省)

国土交通省は、1府2県（宮城県、大阪府及び兵庫県）を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われたことを踏まえ、まん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた対応について、地方公共団体および建設業者団体等宛てに、下記のとおり事務連絡を送付しています。

○[国土交通省からの通知文](#)

<ご参考>

- ・[新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて\(令和2年5月29日付\)](#)
[【地方公共団体宛て】](#) [【建設業団体宛て】](#)
- ・[建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン\(令和2年12月24日改訂版\)](#)
- ・[新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴う対応\(概要\)\(令和3年3月22日更新\)](#)
- ・[建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例\(令和2年7月1日更新\)](#)
- ・[【新型コロナ対策】対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例\(令和2年7月1日作成\)](#)